

議員各位

以下の2件の事案について、職員の処分を行いましたのでお知らせいたします。

事案①

(1)所属部名	(2)職名	(3)年齢	(4)処分内容
当事者			
教育委員会	主任技師	54歳	減給1/10 2月
(5)処分年月日	平成28年10月27日		
(6) 処分に至った事実の概要			
<p>被処分者は、本年7月20日に、自家用車を駐車する際、調理室ガスメーターに衝突したが必要な措置を取らなかった。</p> <p>また、8月10日に、敷地内禁煙にもかかわらず喫煙し、指導を受けた後も改善しなかった。</p> <p>ガスメーターへの衝突については、事故を隠蔽しようとし、更に事情聴取において嘘をつき責任逃れをした。また、必要な措置を取らず放置したことは、一つ間違えればガス漏れ等により大事故に繋がる大変危険な行為であり、極めて悪質で問題があると言わざるを得ない。</p> <p>敷地内での喫煙については、再三の指導を受けたにもかかわらず、喫煙を続けており、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務に違反している。</p> <p>これらの被処分者の行為は、地方公務員法第29条第1項第2号(職務上の義務違反)に該当し、市民の行政に対する信用を大きく損なうものである。</p> <p>また、被処分者は、平成26年に懲戒処分を受けているにもかかわらず本事案を起こしており、反省を窺うことはできない。</p> <p>従って、その責任は非常に重いものであり、事案の重大性を強く認識させるとともに反省を促すため、当該処分に及んだ。</p>			

事案②

(1)所属部名	(2)職名	(3)年齢	(4)処分内容
当事者			
消防本部	主任	39歳	戒告
(5)処分年月日	平成28年10月27日		
(6) 処分に至った事実の概要			
<p>被処分者は、本年6月6日の公務外に、名古屋市内の名四国道23号線において、自家用車で制限速度60km/hの道路を52km/h超過の112km/hで走行し、著しい速度超過違反をした。この交通法規違反により、罰金8万円の刑事処分と免許停止90日の行政処分を受けた。</p> <p>また、過去5年間に渡り、交通違反を繰り返しており、交通法規を遵守する意識が低いと言わざるを得ない。</p> <p>被処分者の行為は、地方公務員法第29条第1項第1号(法令違反)に該当し、市民の行政に対する信用を大きく損なうものである。</p> <p>近時、本市では、職員の安全運転の励行や交通事故の防止を図るため、全庁的にこれに取り組んでいるが、その意義や重要性を全く認識せず、基本的な事項である法定速度を遵守しなかった。</p> <p>従って、服務規律の遵守と安全運転に対する本人の自覚を促すよう、当該処分に及んだ。</p>			

【担当】 行政部次長兼人事課長 堀内 威宏 265-4141 (内線) 5322